

平成 17 年度第 6 回千葉県環境影響評価委員会会議録

1 日 時

平成 17 年 11 月 18 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

2 場 所

プラザ菜の花 3 階「菜の花」

3 出席者（委員 14 名）

委員会：瀧委員長

福岡委員、岡本委員、横山委員、鈴木委員、杉田委員、佐倉委員、岩瀬委員、
寺田委員、田畑委員、鍋島委員、長尾委員、内山委員、矢内委員

事務局：神子次長、森課長、木村室長、鈴木副課長、矢沢主幹、大竹副主幹、八木副
主幹、熊谷副主幹、熊谷副主査

傍聴人：5 名

4 事 案

（ 1 ）日本パール㈱廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書について（再検討）

（ 2 ）東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書について（再検討）

（ 3 ）その他

5 議事の概要

（ 1 ）日本パール㈱廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書について（再検討）

別紙 1 のとおり

（ 2 ）東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書について（再検討）

別紙 2 のとおり

（ 3 ）その他

部会の設置について検討（別紙 3 のとおり）及び次回開催予定について事務局から説明

[別紙 1]

日本パール㈱廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書について
(再検討)

- (1) 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明：当該事案に係る環境影響評価の手續経緯等について説明
- (3) 事業者説明：追加資料に基づき委員意見に対する事業者見解について説明
- (4) 質疑等

[事業者から説明後]

委員：追加資料の対応の 1, 2 は、ほぼ適切だと思う。バックグラウンドの 0.156ppm という数字は、三宅島の影響だろうということは、今回提出された別添資料で十分にわかる。特に、富津の海岸に一番近く、南南西に発生源がないところで 0.2ppm 程度の数字が出ているところからも、この記述は信憑性が高いだろう。過去 10 年間のデータを別添資料の 12 頁に示しているが、平成 12 年から三宅島の活動が始まっている。平成 12 年以降の高濃度は、周辺の測定局の数あるいは風向の関係から、当該施設あるいは周辺のその他の人為的な発生源の影響でないことが分かったものについては除いて、その範囲で最高濃度をバックグラウンド濃度として設定しても良いと思うが、安全サイドでこの値を使うということであれば、その方向でもいい。

対応の 3 で、もう少し具体的な話が聞きたかった部分は、最大値の設定の方法、例えば負荷変動のバラツキについて、(統計上)何シグマのところを最大値としたのか。施設の定格、つまり設計上の上限値を設定しているのか。成分変動のバラツキは、施設の定格とは関係なく、受け入れるものによって変動するはずなので、成分変動のバラツキをどのように捉え、どこを安全側の最大値として設定したのか説明があるとなお良かった。再計算ではないので、説明を評価書に加えてもらえばいい。

事業者：了承した。廃棄物の場合、色々なものが入るので、計算そのものが難しいということはある。どういったものが炉の中に入るのかということで、調合などの工程を経るときに、どこそこのものが大体どれくらい入るというベースから、炉内に入る量を計算するわけだが、若干変動が出る。既存のグループの中で行っている状況を勘案して、最大値をベースに、このくらいならいける、このくらいであればガス濃度はカバーできるということから設定した。それについても評価書で記載したい。

委員：「追加資料その 2」の 5 頁に配置図が書かれており、右上の敷地境界で予測しているが、この近傍にバックホウが 2 機ある。バックホウが配置図より敷地境界に近づいた場合、もっと大きな騒音の数値になるが、配置図より敷地境界に近づかないということか。

事業者：基本的に、重機の配置は施工場所がどこにあり、その場所の近くで重機が

動くということを勘案して、大体この辺で移動するだろうということで、この図面のサイズなのでラフなものではあるが、平均的な場所にプロットしている。重機の移動の過程とか、敷地境界付近で動かなければいけないという重機については大きな音が出てしまうが、一時的なものであるということで、施工時の標準的な予測を行っている。

委員：それは配置図を見れば分かる。それに対応するというのも分かるが、そういうことが有り得て、それがどのくらいなのかということは、平均的な議論で済ませてはいけないのではないか。大丈夫というのは分かるが、一番騒音に効くのは2機のバックホウである。バックホウがどこまで動いて、どうなるかを記載し、近づいたときは非常に時間が短く、影響を与えないという判断をお願いしたい。

事業者：指摘を踏まえ、評価書で記載を追加する。

委員長：この件について、騒音が専門の委員への照会を行っているか。

事務局：本日配布された「追加資料その2」は送付していないので、意見は伺っていない。

委員長：騒音が専門の委員に意見を伺い、重要な意見であれば、次回検討したい。事務局は対応をお願いしたい。

委員：別添資料の13頁について、数値を入れて分かりやすくなった。再確認だが、反応槽の中和剤と凝集剤の水量は、 88 m^3 でいいのか。

事業者： 8 m^3 である。

委員：洗浄水はどうなるのか。

事業者：フィルタプレスでの洗浄水を 80 m^3 使っている。

委員：フィルタプレスでの洗浄水 80 m^3 を冷却回収設備に持っていく計画があるようだが、全量ということでよいか。

事業者：そこを現在検討しているが、基本的に全量持っていくことになる。

委員：前回までの資料では、中和剤と凝集剤で 88 m^3 を使うということで、かなり多いと思ったが、今回の説明で了承した。

委員：別添資料の12頁の長浦局の SO_2 の最大値について、平成8年に高い値が出ている理由はあるのか。それ以降の高濃度が三宅島の影響と言えるのかどうか。

事業者：平成8年の453ppbについては、袖ヶ浦市に問い合わせしていないが、長浦局周辺の測定局と比較した結果、長浦局だけ特異的に453ppbという数字が出ている。他の窒素酸化物、SPMについては、周辺の測定局、長浦局とも高い数値は出していない。この数値に関しては、測定値の異常値かどうか、深くは調べられなかった。

委員長：質問は出尽くしたので、終了する。

(事業者退室後)

委員長：次回の委員会において、答申案の検討とする。

以上

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書について（再検討）

- (1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る手続の経緯等について、資料により説明
(委員からの質問等無し。)
- (3) 事業者説明 当日提出資料に基づき内容説明
- (4) 質疑等

委員 : 大気について、事業者の施設に関する大気の濃度に関しての影響評価は妥当であるが、説明の中で不十分なところがあるので最終的にまとめるにあたり記載方法に関し配慮してほしい点がある。

本日の資料の項目番号3について、浮遊粒子状物質の事業者の寄与分の算出に関して浮遊粒子状物質汚染予測マニュアルの手順の説明であって、その手順が当該施設の寄与濃度の算出のための方法として適切であるという記載が無かったのでこの点について再度説明願いたい。これについては、準備書第一分冊の6-2-110頁の散布図を見ながら確認してほしい。横軸に計算値を取って縦軸に測定値をとった散布図を見ると概ね回帰式の傾きが0.5程度になっている。窒素酸化物総量規制マニュアルは、若干未把握の発生源等があって合わなかった場合の補正の方法として、重心から傾き1の線を引いてy軸の交点を切片として補正して良いということであって、概ね実測値を再現できるシミュレーション結果が得られていることを前提としている。それに対して6-2-110頁を見ると傾きが0.5程度しかないため、傾き1の線で切片を引くということは無理がある。つまり、地域全体の濃度がかなりの部分を把握している場合に予測する方法について記載されており、個別施設の環境アセスメントに関してこの手法を使って良いというイメージでは記載されていない。多くの場合は利用しているが、この手法がこの施設の寄与濃度の算出に適用できるということを6-2-110頁の散布図の傾きについての評価を含めて再度説明してほしい。

事業者 : 6-2-110頁の評価を含めて時間をもらい回答したい。

委員長 : 次回回答願いたい。

本日欠席の騒音担当委員からこの回答資料に関して意見はもらっているか。

事務局 : 本日提出された資料のため委員の意見は聴いていない。

委員長 : 委員に資料を送り意見を聴いて意見があれば次回事業者からの回答に含めてほしい。

委員 : 排水関係は具体的に解るようになった。確認であるが、森ヶ崎まで行く下水管は、現在あるものを使用して新たな敷設は行わないということでのいいか。

- 事業者 : そのとおりである。
- 委員 : 尿尿と雑排水に限られるが、外にこの下水道に入る排水はあるのか。
- 事業者 : 外にはない。航空機から出てくる尿尿などは、各航空会社が独自に処理をして処分をしている。
- 委員 : 雨水排水については、側溝を通して海に放流となっているが、前回その話をしたが今もそのまま放流を計画しているのか。現状と同じ対応を考えているのか。雨水排水については、枘みたいなものなどを検討していないのか。
- 事業者 : 埋立をする部分の排水については、直接排水ではなく、6-1-49頁に排水計画を載せているが、泥溜を設けてそのまま濁り水が出て行かないように計画している。
- 委員 : 供用後はどうか。
- 事業者 : 施設として作るため、供用後もこの泥溜を通った後排水される計画となる。
- 委員 : 東京湾の平均流の特徴を計算するのに静水圧近似を施して多層レベルを適用して、これで東京湾の中の流れを表現することが妥当なモデルであるかどうかということである。静水圧近似は平均流の計算をすることについては問題がないと思われる。前回も話したが、洪水時は静水圧近似が適用できる状況ではなくて、資料の1の4頁や5頁になると静水圧近似をしない計算をしないと、現象をうまく再現していない。洪水時の河川の水は泥水なので本来泥水密度流が栈橋の下層に向かい滑り降りるという現象になっている。本来はこのような現象だが、これに対して静水圧近似を適用することは無理がある。ここに書いてあるように平均流の特徴を再現するのに静水圧近似をして多層レベルを使い東京湾全体の平均の流れを表現するにはこのモデルは妥当だが、4頁、5頁等の計算をするなら静水圧近似をしない計算をして提出してほしい。
- 事業者 : 計算上難しいところもある。今回の環境影響評価の準備書記載内容について少し説明する。基本的に今回、空港ありなしの影響は、いわゆる定常の夏場の平均流ということの基本として流れの変化、水質の変化を実施している。出水時になると再現性の検証も難しく、今回、出水時については同様のモデルを使い、そのモデルを使って空港によって流量が川の流れがかかったときにどう変化するか感度解析的に行ったものである。水質までは難しいため、出水時については、このようなシミュレーションでの検討はしていない。洪水時についても準備書には感度解析的なことで行ったということで、第一層を全体の傾向がどうなっているかということで示したものである。
- 委員 : 求められているのは、感度解析ではなくて浦安地区くらいまで、泥水がどの辺までくるかという懸念に対して計算をお願いしている。多分影響があるのは出水時であろう。出水時は千葉県に影響があるのではないかという懸念から静水圧近似をしない計算で示してほしい。
- 事業者 : 今のモデルでは、静水圧近似をしない計算はモデル上すぐにできないので持ち帰り検討させてほしい。モデル上新たな計算式をかなり組み込まなければならぬので相当の時間がかかると思われるため検討させてほしい。
- 確認させてほしいが、通常時平均的な状況で流れは千葉側に行くというより南西側が変わるといった点については良いが、先ほど矢内委員から意見のあ

った出水時の状況ではどうなるか、ということについて次回回答ということで良いか。

委員：それでよい。

委員：最初の頃から何回も繰り返してきた。私の質問も同じことを繰り返し、回答も繰り返されてきている。いつまで繰り返すのかという気がする。山砂を千葉県から調達すると前回から記載されている。前の委員会で山砂を千葉県から調達するのは国土交通省の意志であると確認している。これは必要な土取業者が行うことと繰り返されているが、これだけの山砂を採取して工事を進めるのは、国土交通省の意志であると思っているがどうなのか。

それから、今回も山砂の採取量を低減すると書かれている。採取量の低減は準備書に示されている量に対する低減なのか、具体的にどの位の低減を目標にしているのか、ということの説明してほしいと前回要望したが、今回の回答ではそれが示されていないので答えてほしい。

何しろ資料がこの場に出てきてすぐに質問しろという流れであるので委員としてはちょっと困る。何とかこの流れを改善できないのか。それで、今回「環境影響評価法では環境影響評価の対象ではありません」と記載されているが、実際は解っているが、本心として、このような記載はしてほしくなかった。このような記載をされると、やはり国の姿勢がそのような対応であると判ってしまう。もう少し、誠意がある表現をしてほしかった。例えば、方法書と準備書で変わったのは、栈橋構造の範囲が変わっていると思うが、もし全体が栈橋構造となればどうなるか、そのようなことは全く検討の余地がないのか、そのようなことも聞きたい。

事業者：資料の書き方に難しいところがあり、うまく伝わらず申し訳ない。山砂を千葉県から取るのは国土交通省の意志かということについては、責任を持って取るのは前回の回答の繰り返しとなるが、この事業を行う民間事業者の方で行うことを想定している。ただ、今回環境影響評価を実施する者の国としては、その部分をきちっと準備書に記載しているということである。続いて具体的な低減量はどうかという点については、回答が漏れていて申し訳ない。準備書の第一分冊の6-1-43頁に今回の使用する建設資材を載せており、パンフレットでいうと15頁になる。全体として今回埋立に必要な資材、護岸、地盤改良などに使う資材全体で5,000万 m^3 位必要な状況になっている。こんな中で今回この準備書作成に当たりできるだけ山砂採取の低減をするということで、浚渫土、建設発生土約480万 m^3 位、そのほか鉄鋼スラグなど埋立代替え材を使用することでできるだけ山砂採取量を減らしている。「全て栈橋となった場合は」ということだが、今回は全て構想の段階から埋立栈橋ということで進めてきているためその検討は難しい。ただ、何度も言っているが、今回全て民間事業者が行うから責任はないかということについては、本日の資料の19番に記載しているが、国として直接できないこともあるが、できるだけ山砂の採取などを減らすという努力をする。実際に工事を行う者が工事運搬に際して環境に配慮して行うよう指導はできるので、このようなことを通じて周辺環境に配慮して行きたいと考えている。

委員：その辺が資料の19番に入ったということが前回と少し変わったところ

だと思う。準備書の6-1-43頁に書いてある山砂の量をできるだけ低減していかうということなのか。低減した数字がこれなのか。今では少しはっきりしなかった。

事業者 : 現時点での低減した数字を載せている。

委員 : そうであれば、資料の17番にある。「可能な限り、山砂の採取量の低減に配慮していきたいと考えています。」という表現となっているが、この考えはどのようなものか。

事業者 : 現時点で計画されている低減量はこれだけである。それでは、これで決めたからもう今後検討しないということではなく、引き続き配慮していきたいと記載している。

委員 : その目標値は解らないのか。

事業者 : 現時点で想定される範囲は記載してある。今から先というのは未定である。

委員 : それは工事が進行する段階で初めて分かるということか。

事業者 : そうなと思う。

委員 : 具体的にいうと、山砂を採取してしまい、それが余るという例があった。このようなことは大丈夫なのか。

事業者 : そのような問題が起こらないように、コストもかかるので民間事業者である請負者に発注者として指導していく。

委員 : それが国土交通省として山砂採取の低減に関しての責任ということか。

事業者 : 責任というと一義的には業者が負うこととなるが、発注者としてもきちんとできるように配慮していきたい。

委員 : 工事に必要な山砂の低減に配慮するということなので、低減するのは国土交通省であるのかと聞いている。

事業者 : 用材を確保し使うのは、請負業者であり、使う量を確保するのも請負業者である。低減をするのも請負業者である。ただし、発注者としてもちゃんと低減に配慮するよう指導していきたい。このようなことを通じて環境に配慮していきたいということを説明している。

委員 : 資料17番の終わりの文章が今の説明と違うように思える。発注者は国土交通省であり、発注者としては可能な限り山砂の採取量の低減に配慮していきたいと考えているということで、山砂の低減を考えるのは発注者である、ということか。

事業者 : 一義的に山砂なり他の材料を確保するのは、請負者であるため責任といわれると請負者であると冷たい表現になってしまう。山砂の採取低減という千葉県からの要請があるので、このことに配慮するよう発注者として請負者に言うことによって山砂の採取低減に配慮していくという意志を示している。

委員 : 採取の方法については、できるだけ環境に配慮してやりなさいと指導をするわけであり、今回の資料の19番には、そのように請負者に対し指導するよう考えていくと記載してある。ただ、全体の山砂を使う量の低減を考えるのは、土取業者ではないのではないか。

事業者 : 土を取る業者ではなく、私どもの工事を請け負った山砂を買う行為によって請け負った民間の業者が行うから、請け負った民間業者に対してなるべく減らすようにするとか周りの環境に配慮するよう指導する。

- 委員 : 発注者は、国土交通省ではないのか。
- 事業者 : 国土交通省があったり、国土交通省から直接仕事を請け負った民間の業者があったり、全く別の山砂の採取に関する土取り業者があったり、混乱させてしまい申し訳ない。資料 17 では、「発注者」は「国」という気持ちで記載してある。
- 委員 : 気持ちではなく、県民に解りやすく説明しているわけだから、色々な解釈が出ないようにもう少し分かりやすいものにして次回提出してほしい。
- 事業者 : 資料の 17 は前回同じ意見をもらっているの、それを 19 のところできちんと配慮するように考えていると回答したものである。もっと解りやすく混乱がないようにという指摘なので記述を誤解のないものにする。
- 委員 : 資料の 17 にある発注者、19 にある事業者が同じなのか、また何か段階があるのか、解るように記載してほしい。
- 事業者 : 了解した。
- 委員長 : いずれにせよ、取りすぎてそれがどこかに消えていくとか、取る段階で最小限度となるようにしてほしい。そのようなことが全部見えるような、どこかに消えてしまうことがないように明確にしてほしい。
- 事業者 : 了解した。
- 委員 : 工事に伴う環境の予測範囲をどのように定義しているのか。例えば、知事意見に対する事業者の見解をみると、東京都の知事意見4-36頁「護岸の工事及び埋立の工事においては……」と記載があり、これについては、本編の中で予測をしたものが入っているのではないかと。しかし、千葉県知事の意見4-45頁「埋立による土砂等について……」とあるが、これに関連する工事中の予測は本編に入っていない。事業者は工事業者、施工業者がどこから資材を買ってくるかは現状では、全てを確定できないということは理解できる。しかし、工事をするためには、船、土運船や船まで陸上を運ぶことに関連する環境への影響について、どのような基準で、どの範囲を行っているか準備書全体を通じて解らない。つまり、影響を受けるかも知れない住民にとってみれば、当然自分のところに影響のあるものについては、工事も含めて全て行ってほしいものである。また、事業者からすると、発注する一次業者の段階までは押さえていても、その発注を受けた二次業者が何処から、どのような経路で資材を持ってくるのかは把握していない、ということは理解している。工事に対する発注者の基本的な責任は、孫請け、曾孫受けにも及ぶと思う。その場合、現況において想定できる最大の範囲で工事中の環境影響評価をやってほしいと思うことは、関連するかも知れない地域に住んでいる人からすれば当然の要求であると思う。その当たりのところをきちんと説明した上で千葉県民が懸念する部分については最大限の範囲でお願いしたいと思う。当然その中身には大気に関わる部分も含まれている。
- 事業者 : 今、そこの部分は下請けというより全く別に民間どうしの契約で行い、今後確定するので特定できない。何処から取るのか方法書の段階では判らなかつたわけだが、現時点で想定されるのが千葉県であり、判る範囲の情報で最大限準備書に記載している。今後決まるルートが全く想定できないことから、予測・評価は難しいが、今、工事に伴う影響について何も配慮しないと問題

は残るので、予測・評価ではなく、例えば運搬などは、ピーク交通量をなるべく抑制するようにしましょうとか、工事等の場合はちゃんと泥を落として通らしましょうとか、そういった環境上の配慮をきちんとするように指導していきたいと考えている。

委員長：本日はこれで終了する。事業者は退室願いたい。

事業者退室

委員長：次に、県に対する質問に入る。事務局から説明してほしい。

事務局：前回10月の委員会で、アセス上の予測の範囲と、土砂採取の手続について、事務局から説明することとなっていた。

はじめに、予測の範囲について、「千葉県環境影響評価委員会における羽田準備書に関する意見について」という資料により説明を行う。

質問の内容は、「大田区内の道路を通る資材運搬に関しては予測を行い、千葉県に関連することについては予測を行わなかった理由について、事業者及び県から説明してほしい。」であった。

前回説明の内容は、方法書の段階では、アセス対象事業に含まれないと判断して、事業者が配慮すべき事項である旨の意見を提出していること、補足があれば、次回説明する、ということだった。今回、補足説明をする。

国土交通省が、千葉県内の土砂採取に関するアセスを行うべき事業者かどうかについては、まず1の(1)として、今回の事業の内容では、山砂の調達については、他の資材、例えばセメントとか鋼材と同様に、「JVが調達」すること。

次に、(2)として、資材の受け渡しという面で見ると、山砂の販売業者が工事実施場所、今回の場合では羽田まで運んで、受け渡しを行うことが通例であるとのことで、その旨想定していることを確認している。

次に(3)として、環境影響評価を行っている部分としては、工事を実施する地域の周辺では関係車両が集中することから、影響の最大となる時期を想定して予測地域を定めて実施しているので、工事を実施する羽田の周辺地域の工事車両等については、大田区側の道路も海上輸送と同じ観点で予測が行われている。

次に(4)として、これらのことから、一つが、資材の調達に関しては、羽田空港の再拡張建設の事業主体が直接行うものではないこと。二つめが、山砂の販売業者が行っている事業は、再拡張事業の事業者と異なり、建設資材である山砂の販売を目的としていることから、アセスの内容には含めないと事業者が判断し、そういった内容の準備書になっていること。といったことと考えている。

2として、以上のようなことから千葉県側の山砂採取・運搬については、予測評価を行っていないものとなっている。

なお、知事意見については、環境の保全の見地からの意見であれば、特に制限されるものではないので、事業実施において事業者が配慮すべき事項として意見を述べることは可能であると考えている。

続いて、前回の委員会で、県における土砂採取に関する認可手続について、事務局でまとめて報告することとなっていたので「土砂採取の認可手続」という資料で報告する。県の中で土砂採取に係る機関は、商工労働部の保安課を中心にその他8機関ある。各機関で共通していた考え方は、許認可事務としては当然のことである基準を満たしている限り、特定個人の所有する土地において土砂採取という行為を規制することは、個人の財産権を制限することとなり、困難である、といった考え方であった。

どんな基準で認可しているかは、安全面の基準を満たしていれば認可するというものである。例えば、土砂を採取する間、又は採取した後の崩落防止や一定の保安上の距離が保たれているか、といった点について審査するというもの。

具体的な手続の流れについては、裏面のフロー図を参照。

意見照会をする関係機関としては、関係する市町村と、県庁内では自然保護課、林務課、文化財課、出先機関の農林振興センター、林業事務所、地域整備センターと、その他警察署にも照会することとなっている。

なお、参考として土砂採取に係るアセスの規模、を記載した。アセス法の対象事業ではない。県のアセス条例の中で「砂利等採取事業」の規定があり、砂利と土の採取について、新規開発の場合で30ha以上の事業がアセスの対象となる旨の規定としている。

委員長：山砂採取運搬及び土砂採取の認可についての説明について意見はないか。

委員：私有地は規制できないということだが、羽田で使う山砂は一切、千葉県から出さないという言い方をいえると良い。環境の問題を考えて行いなさいなど弱い言い方ではだめである。千葉県の房総の何処の部分が良いけれど取ってはいけないところをゾーニングしてしまう、というようなことができる。と今までの議論の1/3位は解決すると思う。県の行政の中の県有地で持っているところや市町村の土地もあり、どの部分が狙われるかということが判るので、その部分について法律を課するというやり方もある。変なものの言い方だがこのようなことでしか守れないかも知れない。放っておくと、環境（認可基準）を守れば良いと狙われるということだ。神奈川県はもう取るところがないだろうし、もちろん東京都もない。埼玉県の秩父ももう無い。狙われるのは、千葉県だけとなる。千葉県もこの部分しかないといえると良い。そしてそこを死守するという方法しかないのか。

委員長：事務局の説明の中にも「知事意見は特に制限されるものではない～配慮すべき事項等として意見を言うことは可能である」とあるので、委員会としては選択しなければならないと思う。

事務局：今、事業者が山砂の採取を何処から行うかと想定しているのは、もう既に許可を得ているところを対象としているので、なかなか難しいと思う。

委員：その埋蔵量はどの位あるのか。

事務局：具体的な量は調べていない。

委員長：まとめに入る。本件についてはもう一度議論を行うこととする。

委員：生態系の回答について意見がある。

生態系の注目種について、ゴカイ、マハゼ、アサリ、スズキなどを選んである

が、一様に濁度だけで回答するのは不安であるが、現段階では仕方がないと思われる。しかし、ゴカイ、マハゼ、アサリ、スズキなどは現地調査でたくさんの個体数が確認されているため、そんなに心配はいらないと思われるが、アユに関しては、提出されている資料でも出てくることは出ているが、出現頻度が他の動物に比べると少ない。他の魚類に比べてアユは回遊するものであり、回遊しながら生活している水域であるため心配している。資料では個体数とか稚魚が何処でいくつとか数値としては書いてあるが、折角このデータがあるのでこのアユの動態とかを動きのある流況の様に、ここで産卵して稚魚となりアユの生活史或いは、動いている生態から心配がないというような書き方をしてほしい。今の記載だと、「アユはここにいる。」「濁度は大丈夫。」となっている。アユは、他の注目種の魚と少し違う。しかも、最近多摩川の水質が良くなり、やっと戻ってきたという、ある種貴重な種類である。アユに関してはもっと生き生きとした生態の点から影響が少ないという記述をしてほしい。

委員長 : 生態系に関しては、ターゲットとする種の生態系の視点から記載してもらいたいと事業者伝えてほしい。

委員 : この資料について、会議の席で配られすぐに質問という段取りだが、これを1週間くらい前に配れば欠席委員も意見を出すことができるが、物理的に難しいのか。

委員長 : 事業者は資料は、1週間くらい前までに各委員に届くようにしてもらいたいと伝えてほしい。

以上